

## 特別指定希少野生動植物（アカモズ）の指定について

自然保護課

## 1 令和6年度 特別指定希少野生動植物の指定対象種

種名：アカモズ *Lanius cristatus*亜種名：アカモズ *Lanius cristatus superciliosus*

長野県版レッドリスト（2015）絶滅危惧 I B 類

環境省版レッドリスト（2021）絶滅危惧 I B 類

国内希少野生動植物種（2021年1月指定）



アカモズ

撮影：原 星一氏

## 2 種の概要

## (1)特徴

スズメ目モズ科。全長 18～20cm。5月頃に日本に渡来し、日本で繁殖し9月に飛去する。冬はインドネシアの島嶼部に渡り越冬する。主に昆虫や小動物を採食する。

## (2)分布

かつては東日本の広い範囲に生息していたが、その分布域は過去 100 年間で 1 割以下に減少。2019 年時点で生息が確認されている道県は、北海道、長野県、山梨県のみ (Kitazawa *et al.* 2020)。アカモズは丘陵帯から山地帯の丘陵地、低山地の明るい林やまばらに木の生えた草原を好むとされ、長野県ではその環境に近いものが残っている中信地方や南信地方の果樹園で生息が確認されている。数年前に北信の果樹園にて目撃情報があったものの確認には至っていない。

## (3)絶滅危惧の要因

アカモズの推定個体数は全国で 332 羽と極めて少ない (Kitazawa *et al.* 2020)。県内でもここ数年で激減。主な繁殖地である果樹園での繁殖状況の悪化（以下①②）が減少の一因となっている可能性が指摘されている。

## ①捕食者による繁殖失敗

人里に位置する果樹園には、ネコやカラス、外来種であるハクビシンなどの捕食者が多く生息しており、卵や雛の捕食・巣の落下が発生してしまい、繁殖失敗が個体数減少の原因となっている。

## ②人為的事象による繁殖失敗

食性が異なるため、果樹園の果実を食べることはないが、果実をつつくとの誤解から、農業従事者の手でアカモズの巣が落とされてしまうことがある。

**引用文献：**Kitazawa M., Senzaki M., Matsumiya H., Hara S., Mizumura H., 2020. Drastic decline in the endemic brown shrike subspecies *Lanius cristatus superciliosus* in Japan. **Bird Conserv Intl** 32: 78-86.

## 3 希少野生動植物指定区分等

## (1)指定区分

特別指定希少野生動植物（長野県希少野生動植物保護条例第 8 条第 1 項）

## (2)指定理由

アカモズは、絶滅の恐れが高いことから、指定のうえ（条例第 2 条第 1 項(1)～(4)及び第 3 項に該当）、保護回復事業計画の策定（条例第 31 条）による保護活動の主体や手法の明確化を行うため。

## (3)指定効果

- ・ 捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁止し、保護を図る。（条例第 13 条第 1 項）
- ・ 希少種であることを県民、農業従事者等へ周知を図る。
- ・ 指定後は保護回復事業計画を策定（条例第 31 条）し、適正かつ効果的な保護活動を行う。

#### 4 指定に関するご意見

##### ○環境審議会

令和6年7月29日(月)開催 指定の諮問

- ご意見概要
- ・ 定期的な評価検証の実施
  - ・ 国、関係保護団体だけでなく、農政部、市町村とも連携して保護対策を検討

審議会委員意見	県からの回答
気象が10年単位で変わっているため、フォローアップ(評価検証)が必要なものについては、今後のやり方について検討されたい。【太田委員】	・ 今後策定予定の保護回復事業計画において、定期的な評価検証について、盛り込んでいきたい。
国、関係保護団体だけでなく、市町村とも連携して保護を検討されたい。【辻委員】	・ 今後の保護対策の検討及び普及啓発の実施にあたっては市町村、関係部局、農業関係者とも連携し、取り組んでいく。
農業従事者の方に認知していただくことが非常に重要であるため、農政部、市町村と協力しながらの保護を検討されたい。【清野委員】	

○パブリックコメント 令和6年9月27日(金)～令和6年10月28日(月)まで

23件(12者)のご意見

- ご意見概要 「特別指定希少野生動植物」指定への賛成意見(6件)  
(反対意見なし。その他ご意見については以下のとおり)
- ・ アカモズ指定の趣旨について(4件)
  - ・ 生息地情報の取扱について(3件)
  - ・ 保護対策・啓発活動への提案及び意見(18件)

ご意見概要	パブコメご意見	県からの回答
アカモズ指定の趣旨について(4件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種の保存法と条例の内容が重複しているため、重複指定の趣旨やアカモズ保全上の効果を明確にすべき</li> <li>・ 県が主体となって有効な保護回復事業計画の策定と定期的な評価検証をすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アカモズは、本県を含め全国で3道県(北海道、長野県、山梨県)にしか生息していない種であり、条例に基づき指定を行ったうえで、保護回復事業計画を策定し、保護を目指すものである。</li> <li>・ 今後策定予定の保護回復事業計画に、定期的な評価検証について、盛り込んでいきたい。</li> </ul>
生息地情報の取扱について(3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影者、来訪者などによりアカモズの繁殖へ悪影響が考えられるため、生息地情報の取扱いに十分に配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アカモズの生息に影響を及ぼさないよう、生息地情報については慎重に扱っていく。</li> </ul>
保護対策・啓発活動への提案及び意見(18件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁部局との連携、学校教育の実施、農家への普及啓発及び営農への配慮をすべき(広報・周知等)</li> <li>・ 予算措置、人員確保、条例等の整備、実効性の伴った保護回復事業計画の策定、定期的な評価検証をすべき(県としての取組)</li> <li>・ 保護団体の支援、補助金制度の拡充、増殖方法の研究、カメラマン等の影響による繁殖阻害等への対応、生息地付近に生息しているノネコ・ノラネコへの対応などをすべき(具体的な対策)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の保護対策の検討及び普及啓発を実施する際の参考とする。</li> </ul>

## 5 指定手続き

年度	令和6年度							
月	7	8	9	10	11	12	1	2
区分	特別希少野生動植物種の指定							
環境審議会	諮問					答申		
希少野生動植物 保護対策専門委員会					○ 専門委員会			
指定等の手続き			← 県民意見 の募集 1か月 →			公告縦覧	県報告示	

- ・ 12月17日 長野県環境審議会 答申（予定）
- ・ 12月下旬 長野県報にて公告縦覧（指定に対する異議・意見を2週間募集。公告縦覧において意見が提出された場合は公聴会を開催）
- ・ 1月下旬 長野県報にて指定告示（公聴会を開催した場合、指定時期は2月以降となる）

## 6 保全に関する今後の対応

特別指定希少野生動植物に指定後、地域の主体的な保護活動の指針となる「保護回復事業計画」をR7年度中に策定し、国（環境省、農林水産省等）・関係保護団体・庁内関係部局（農政部等）と連携して、保護及び新たな生息地の把握に取り組む。

## ○専門委員会

令和 6 年 11 月 19 日 (火) 開催

委員会意見	アカモズは種の存続が危ぶまれ、保護対策の緊急度が高いため、特別指定希少野生動植物の指定は適当である。
-------	--

## 委員別意見 (抜粋)

委員	指定可否	指定に関する意見
岡久委員長 (人間環境大学)	適当	・アカモズは様々な地域にいる鳥であり、人為的事象による繁殖失敗も確認されているため、県全体での保護意識を高めることが重要である。指定を機に県民に対して積極的に普及広報していくことが必要。
笠原委員 (信州大学)	適当	・アカモズは種の存続上、瀬戸際にあるため、計画策定後は評価検証を頻繁に行い、関係機関で課題を共有しながら保護対策を進めていくことが必要。 ・県が関係機関、団体等の仲介の役割を担い、技術を共有できるような体制を構築してほしい。 ・保護回復事業計画の策定にとどまらず、県としても積極的に保護対策事業を実施してほしい。 ・保護に情熱を傾ける人だけではなく、長野県にはアカモズがいることを広く県民に理解してもらえよう普及啓発をしてほしい。
小林委員 (環境省)	適当	・環境省とも役割分担を行いながら、具体的な保護対策を検討してほしい。 ・企業連携や普及啓発活動を進めるためには、種の認知度が重要。他の希少種の普及啓発に合わせて、アカモズについても周知してほしい。
堀田委員 (県環境保全研究所)	適当	・特になし